

第4章 自然共生社会の構築

第1節 生物多様性の保全

生物多様性とは、生態系の多様性、種の多様性及び遺伝子の多様性が存在することを示します。人類の生存基盤である地球を健全に保つためには、生物多様性の保全及び持続可能な利用が不可欠です。

国際的な動きとして、1993年（平成5年）に生物多様性条約が発効されました。2022年（令和4年）12月にカナダ（モントリオール）で開催された第15回締約国会議で、2030年（令和12年）までの目標を定める「昆明・モントリオール生物多様性枠組」等が採択されました。同枠組では、生物多様性の観点から2030年（令和12年）までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、各国は同枠組みを踏まえた生物多様性国家戦略を策定・改定することが求めされました。

国においては、2008年（平成20年）に生物多様性基本法を施行し、2023年（令和5年）3月には「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、2030年（令和12年）のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現をめざす指標を打ち出しました。

また、県においては、2013年（平成25年）に「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」を策定し、総合的に施策を推進しています。

生物多様性の保全及び持続可能な利用のために、私たち一人一人が生物多様性や生態系サービス（人類が生態系から得ることのできる便益）に理解を深めて、消費行動やライフスタイルに生物多様性への配慮を組み込んでいく必要があります。

1 希少野生動植物の保全

各種開発や森林、農地の荒廃などにより、野生動植物の生息・生育環境への影響が懸念されています。「レッドデータブックひろしま2021」によると、本市には、247種の絶滅のおそれのある野生生物が確認されています。

そのうち、魚類ではスイゲンゼニタナゴが「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物及び「広島県野生生物の種の保護に関する条例」の指定野生生物に指定されています。

2016年度（平成28年度）から、地域住民、地域の各種団体、有識者、行政機関等で構成される「芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会」として生息状況調査や系統保存の実施、イベント等での周知啓発などに取り組んできました。

現在、野生個体群が継続確認されているのは市内1地点のみとなっており、危機的状況が続いている。協議会では、関係機関と連携して普及啓発活動を含めた持続的かつ計画的な保全活動を推進していきます。



スイゲンゼニタナゴ

2 外来生物対策

海外から持ち込まれた生物のうち、地域固有の生物や生態系、人の生命・身体、農林水産業に対して被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがある生物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により、特定外来生物として指定され、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制され、また、必要に応じて

防除等を行うこととされています。

本市は、次の特定外来生物について、外来生物法に基づく防除の確認を主務大臣から受けしており、計画的に防除を行っています。

特定外来生物の捕獲頭数

年度	ヌートリア	アライグマ
2019 (R元)	10	24
2020 (R2)	40	36
2021 (R3)	41	33
2022 (R4)	22	70
2023 (R5)	25	31
2024 (R6)	38	65

2014 年度（平成 26 年度）は、特定外来生物であるセアカゴケグモが津之郷町及び大門町において市内で初めて確認されました、その後、施設管理者による駆除・点検が実施されています。

2019 年度（令和元年度）は、特定外来生物であるアルゼンチンアリが市内で初めて確認されたため、在来アリを駆逐することや餌を求めて家に侵入することについて、市民へ注意喚起を行いました。2023 年度（令和 5 年度）から国の補助金を活用し、アルゼンチンアリが確認された地域と連携し、駆除作業を実施しています。また、2022 年（令和 4 年）7 月に包括連携協定を締結したアース製薬株式会社からは、駆除作業方法について助言等をいただいています。

2022 年（令和 4 年）10 月には、特定外来生物であるヒアリが、福山港国際コンテナターミナルにおいて市内で初めて確認され、環境省の指針に基づき、国と県が防除作業と調査を行いました。その後も環境省による 3 年間のフォローアップ調査（2022 年度[令和 4 年度]～2024 年度[令和 6 年度]）が実施され、ヒアリは確認されませんでした。

その他、オオキンケイギク、オオクチバス及びブルーギルなどの特定外来生物の生息が確認されており、関係機関と連携して外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を市ホームページで周知するなど、外来生物に関する情報提供や正しい知識の普及に努めています。



セアカゴケグモ



アルゼンチンアリ



オオキンケイギク

第2節 里山・里地・里海の保全

1 里山・里地の保全

(1) 森林、農地等の保全及び持続可能な利用の推進

森林・農地などは、木材や食料の供給、水源かん養などの多様な生態系サービスを有しています。しかし、森林・農地の利用の低下、担い手の減少などにより荒廃が進み、里山里地における活動の縮小によって自然の恵みが利用されず、自然環境の悪化や衰退を招いています。こうしたことから、森林・農地の整備活動や利用促進、担い手の育成、地域での継続的な里山里地の再生・保全活動の実施などが求められています。

本市では、里山里地地域に指定している8つの地域において、地域住民と都市住民を中心に組織されたボランティア団体の「里山里地協力隊」とともに、草刈・伐採をはじめ、ごぼうの収穫、柑橘苗の植付けなどの地域活動を実施しました。

里山里地協力隊活動状況

年度	活動日数	延べ参加人数
2019 (R元)	92	640
2020 (R2)	62	429
2021 (R3)	49	237
2022 (R4)	101	605
2023 (R5)	94	586
2024 (R6)	88	544



ごぼうの収穫



稻架干し

(2) 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいは、自然の風景に感動したり、安らぎを感じることにより、自然や人を大切にする豊かな心を育みます。また、私たちが自然生態系の一員であることを認識し、自然との共生への理解を深めることになります。

本市では、公益社団法人広島県みどり推進機構福山市支部の主催で、自然観察会や野鳥観察会を開催することで、自然と触れ合う機会の充実に取り組んでいます。

2024年度（令和6年度）は、自然観察会と野鳥観察会を一回ずつ開催し、合計24人が参加しました。

2 里海の保全

瀬戸法等に基づく工場・事業場の規制や下水道の整備率の向上等により、海域の水質は改善しています。一方、近年は多くの海域で貧栄養化が進行し、養殖ノリの色落ち等の影響が出ていることから、水産資源の持続的な利用確保等を踏まえ、試験的に栄養塩類の管理運転を行うなど、海域の栄養塩類の適切な管理に取り組んでいます。

栄養塩の管理運転は、下水処理施設及びし尿処理施設のうち一定の処理を行った処理水を冬季に海域に放流するもので、松永浄化センター、Kanadevia 箕沖 Aqua、西部衛生センターの3か所で実施しています。

栄養塩調査地点位置図

